

検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回を求める意見書

東京高検検事長の黒川弘務氏は、令和2年2月8日、定年の63歳で退官の予定だったが、直前の1月31日、その定年を8月7日まで延長する閣議決定が行われた。検察庁法によれば、検察官の定年は検事総長が65歳、その他の検察官は63歳とされており（同法22条）、定年延長を可能とする規定はない。したがって、本来、検察官の定年延長には検察庁法を改正するほかはない。しかし内閣は、同法改正の手続きを経ずに、閣議決定のみで、同氏の定年延長を決定した。

この閣議決定による同氏の定年延長は、検察庁法に基づかないものであり、上位法は下位法に優越するという、法律の原則に従えば無効であることは明らかである。

検察庁法は、国家公務員法を一般法とすれば、特別法の関係にある。「特別法は一般法に優先する」ので、検察庁法に規定がないものについては国家公務員法が適用されるが、検察庁法に規定があるものについては同法が優先適用される。昭和56年4月28日、衆議院内閣委員会において、人事院は、「検察官には国家公務員法の定年延長規定は適用されない」旨明言しており、これが公定の解釈として定着してきた。

検察官は、ときに、国民を取り調べ、国民の権利を制約する、強大な権限を持っている。検察官の職務の特殊性や重大性から、国家公務員法とは別に、検察庁法という特別法を制定している。行政権の長が、国会の権能である法律改正を経ずに、勝手に法令変更を行ったに等しく、三権分立の破壊もはなはだしい。

そもそも、解釈変更という重大な事を、口頭で決裁するなど、公職に貫かれる文書主義に反する暴挙で、公文書管理法にも反する。

以上のとおり、本閣議決定は、そもそも検察庁法立法時の制度趣旨に反し、これを国会の議決も経ずに内閣の一存で変更した点問題があるので、これを撤回されるよう、本議会として強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月30日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣	法務大臣	衆議院議長	参議院議長
--------	------	-------	-------